

(OBからの投稿)

＝10月9日高裁＝ JAL契約制客室乗務員雇止め撤回裁判を傍聴して

秋を感じる清々しい気候の中、東京高裁でJAL契約制客室乗務員雇止め撤回裁判の第4回控訴審が行われました。42席の傍聴券に124名の方が抽選に列びました。100名以上の支援者と会社の管理職と思われる方も15、6人動員されていました。

裁判では、双方の最終準備書面の提出確認が行われたあと、雇止めされた原告の意見陳述と原告代理人の弁護士の意見陳述が行われました。会社側代理人の弁護士からはこれまでの主張の通りと、意見陳述などはなく約30分で終わりました。裁判終了後100名を越す支援者が参加して報告集会が行われました。裁判はこれで結審し判決は11月29日(木)午後3時、812号法廷で明らかになります。

意見陳述の内容は争点がはっきりし、わかりやすい内容でした。

○原告代理人弁護士の意見陳述

- * 客室乗務員の能力、適性は航空法で保安任務の資格要件・乗務要件が規定され、原告はこれらの訓練・審査に合格して客室乗務員としての発令を受けて乗務しており、雇止めを認めた1審(地裁)の判決は誤っている。
- * JALはコスト削減のため客室乗務員について、最初の3年間に契約制としたが、導入当時に国会で論議が行われ、安全運航確保のため運輸省の行政指導(労働条件の見直し)が行われ「3年後、よほどのことがない限り正社員に切り替える」制度となっており、会社が一方的に変更できるものではない。
- * 客室乗務員の職務内容(保安任務、機内サービス業務)は契約か正社員かで違いは全くなく、長期雇用を前提としたキャリア形成を図っていく労働者である。正社員に対する解雇法理と同じ判断基準が用いられるべきである。
- * 雇止めの理由とされた事象は、事実と反したり、意図的に集めたりしたものであり、それを理由に退職強要を繰り返したのは違法である。多くの同僚などが提出した陳述書からも明らかである。

○原告本人の意見陳述

- * 夢と希望を持って日本航空に入社し、仕事にやりがいを感じ一生懸命働いていたのに、2年間にわたって、いじめとしか言いようのない行為で深く傷つけられ、今も心の傷が癒えることはありません。
- * 長時間フライトの後に2時間、3時間にも及ぶ面談で「努力したからよくなるものではない」「生まれ持った性格に問題がある」「顔とか表情が不愉快なのよ」「若年認知症を疑う」「態度が大きい」「虚言癖」などと人格を傷つけられた上、「いつまでしがみつくの」「業務妨害ですよ」「もう夢は見られないの」「自分から辞めるのがプライドです」などと退職を強要されました。
- * 客室乗務員として、試験に合格し、他の人と同じように保安任務とサービス業務に当たってきました。社内で問題になるようなことを起こしたこともありませんでした。1審では退職強要の違法行為も一部を認定されただけで、雇止めも撤回されず、とても無念な思いをしました。高裁では是非正しい判断をいただけるよう切に願っています。

JALは安全運航こそが命です、それを支えているのは、現場のチームワークと何でもものが言える雰囲気が必要です。パワハラやいじめなどで退職を強要し、雇止めまで行うような体質は一刻も早く改めないで安全運航の土台が危ういものになってしまうと心配いたします。